

証券投資信託の終了(予定)のお知らせ

この度、弊社では、追加型証券投資信託「高金利債券セレクション」につきまして、平成 30 年 4 月 20 日をもって信託を終了することに関し、平成 30 年 2 月 21 日に書面による決議を行います。

1. 信託の終了理由

当ファンドにおきましては、平成 22 年 10 月 29 日の設定以来運用を行って参りましたが、信託約款第 44 条第 8 項に規定する受益権口数 (30 億口) を下回っている状態が続いております。今後、当ファンドの効率的な運用に支障が出ること等が懸念されることから、信託期間を繰り上げて償還することが受益者の皆様にとって最善であると判断し、信託の終了手続を行い、平成 30 年 4 月 20 日をもって信託を終了させていただくものです。

2. 書面決議の方法

平成 30 年 1 月 16 日現在の当ファンドの受益者の皆様 (投資信託及び投資法人に関する法律 (以下「投信法」といいます。)) および信託約款の規定に基づき、委託会社である弊社を除きます。以下同じ。) は、委託会社である大和住銀投信投資顧問株式会社に対し、書面により、本件信託の終了に関する議決権の行使ができます。

平成 30 年 1 月 16 日現在の当ファンドの受益者の皆様は、お取扱販売会社より送付いたします「議決権行使書面」に本件信託の終了について賛成または反対される旨および必要事項をご記入の上、平成 30 年 2 月 20 日必着で封書等によるご郵送にて弊社宛にご送付ください。

本決議は、当ファンドにおいて議決権を行使することができる受益者の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数の賛成をもって可決されます。この場合、予定通り平成 30 年 4 月 20 日をもって信託を終了いたします。

上記の議決権数の賛成を得られず本決議が否決された場合は、信託を終了致しません。

3. 反対受益者の受益権買取請求の不適用

改正後の投信法が平成 26 年 12 月 1 日に施行されたことに伴い、当ファンドにおいては、本決議が可決され信託期間を繰り上げ信託を終了する場合においても、投信法に定める反対受益者による受益権の買取請求の規定の適用は受けないこととなりました。

以上

平成 30 年 1 月 16 日
東京都千代田区霞が関三丁目 2 番 1 号
大和住銀投信投資顧問株式会社